

伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成 27 年 11 月分）

1．伊方発電所 3 号機における作業員の負傷について

11 月 10 日、伊方発電所 3 号機の原子炉補助建屋地下 2 階（管理区域内）において、計装配管工事を実施していた協力会社の作業員が、使用していたグラインダーで左足を負傷したことから、同日 18 時 29 分、病院での治療が必要と判断し、社有車にて病院に搬送しました。

医師による診察の結果、「左大腿挫滅創（ひだりだいたいざめつそう）」と診断され、縫合処置を受けました（不休傷）。